

社援地発第 0301 第 1 号
3 農振第 2 4 5 8 号
令和 4 年 3 月 1 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市
北海道農政部長 殿
地方農政局農村振興部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長
農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業と農林水産施策との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されました（別紙 1 「1. 地域共生社会」、「2. 重層的支援体制整備事業における 3 つの支援」を参照）。

当該事業を円滑に実施するためには、事業実施主体である市町村の民生部局と、支援対象者の社会参加の受け入れ先となり得る農林水産業を担当する農林水産部局が連携して対応していくことが重要です。

これまでも、農林水産省と厚生労働省においては、農業と福祉とが連携し、高齢者や障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいの創出・社会参画を実現する「農福連携」の取組において、農福連携等推進ビジョン（令和元年 6 月 4 日農福連携等推進会議決定）に基づき、認知度の向上、取組の促進、取組の和の拡大を図るとともに、「農」「福」双方の広がりへの支援を行うなど、連携を図ってきたところです。この農福連携の取組においては、令和 4 年度から、農林水産省の農山漁村振興交付金（農福連携対策）も活用しつつ、農業分野への就業を希望する障害者等への農業体験の提供を行

うとともに、農業に携わることを通じた生きがいの創出、社会参画の実現等の様々な社会的課題の解決につなげるものとなる、多世代・多属性の者が参加する体験農園（以下「ユニバーサル農園」という。）の導入を促進することとしたところです。

また、地域で支え合うむらづくりを推進していくため、農林水産省では、令和4年度から複数の農村集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を推進しており、厚生労働省をはじめとする各省が参画した連絡会議（令和3年10月21日第1回農村RMOに関する意見交換会）を行い、各府省の施策の連携について意見交換を行っているところです。

今般、重層的支援体制整備事業の創設を受け、同事業を活用した連携の強化を図ることとしました。

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、「重層的支援体制整備事業実施要綱（令和3年6月15日付け厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局長・同局障害保健福祉部長・老健局長連名通知。以下「要綱」という。）」によることとしていますが、これに加えて、下記の内容について十分に御了知の上、民生部局と農林水産部局において積極的に連携して当該事業を円滑に実施していただくとともに、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、要綱に記載されていない農林水産分野と重層的支援体制整備事業の間の個別の連携に関する内容を通知本文とし、重層的支援体制整備事業等の内容を別紙とする構成を採っているため、必要に応じて別紙を参照いただくようお願いします。

最後に、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 重層的支援体制整備事業における民生部局と農林水産部局による連携した取組について

（1）多機関協働事業との連携

要綱別添4の多機関協働事業実施要領のとおり、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等については、多機関協働事業者において相談を受け付けることとしているが、市町村の農林水産部局や農業委員会などがその活動に際して当該事業の支援対象者（注）を把握した場合には、「別紙1 4. 情報共有等に当たっての留意

事項」に留意し、可能な限り本人同意を得た上で市町村の民生部局に情報提供する体制とすること。

なお、情報提供を受けた民生部局においては、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者と連携し、支援内容等について検討すること。

(注) 介護と育児のダブルケアに困難を抱える世帯、いわゆる 8050 世帯で 50 代の子どもがひきこもりの状態である世帯など。

(2) 参加支援事業における農福連携等の活用

参加支援事業は、要綱別添 4 の多機関協働事業実施要領 3 のとおり、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行うものであるが、農林水産分野が、自然の中で作業を行うことを通じて、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるだけでなく、地域社会との接点となり社会参加を促すものであり、本人の社会参加に向けた支援において効果的な役割を果たすことが期待されるものでもあることに鑑み、支援対象者の受け入れ先として、農福連携（ユニバーサル農園を含む。）や農村 RMO の活用について、積極的に検討されたい。

なお、本事業において農福連携の取組を円滑に活用するためには、以下の点に留意すること。

- ① 農山漁村振興交付金（農福連携対策）においては、障害者、生活困窮者及び高齢者がひきこもりの状態にあるケースなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える重層的支援体制整備事業の支援対象者についても、支援を行うことが可能であること。
- ② 必要に応じ、都道府県の農福連携相談窓口相談に相談すること。また、現在、当該窓口を設置していない都道府県においては、他県における取組も参考にしつつ、その設置について検討することが望ましいこと。
- ③ 農福連携に取り組むあるいは取り組む意向のある農業経営体について、都道府県による工賃向上計画支援等事業における企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングの実績や、地域支援事業及び高齢者生きがい活動促進事業の実績等から把握しておくこと。
- ④ 重層的支援体制整備事業において把握した支援対象者が農作業等の活動に興味があり、将来的には就労を検討しているものの、直ちに農業法人へ就労することには不安を抱いている場合など、支援対象者に就労をあっせんすることが適切でないと判断される場合においては、就労の前段階として、農業体験によって不安の払しょくや作業への習熟を促すことが望ましい。

このため、農山漁村振興交付金（農福連携対策）においては、令和 4 年

度より、農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験等を提供するユニバーサル農園の導入を支援することとしているところである。

その際、ユニバーサル農園の導入形態については、農園を導入する主体、農園利用者の態様、導入地域などにより、様々な形態が想定されるが、都道府県及び市町村は、重層的支援体制整備事業において把握した支援対象者を受け入れることができるよう、ユニバーサル農園の導入に当たっては、その初期の構想段階から、必要な介護・補助が行える者を配置するなどの措置も含め、農園を導入する主体と連携して、農園の導入に向けた検討を進めることが望ましい。

また、これまでも、例えば、介護保険法の一般介護予防事業を活用し、介護予防・健康・生きがいがいづくりにつながる農園を導入する事例等も見受けられることから、地域において民生部局がそうした農園に対するニーズを把握した場合には、農林水産部局と情報共有を行い、ユニバーサル農園の導入にもつながるよう努めることが望ましい。

なお、ユニバーサル農園の導入に当たっては、別紙2を参照するとともに、「ユニバーサル農園の整備・利用の推進について（令和4年2月21日付け3農振第2444号、国都緑環第72号農林水産省農村振興局長、国土交通省都市局長通知）」に留意すること。

また、民生部局は、支援対象者の支援内容の決定や進捗確認等のために開催される重層的支援会議や支援会議において、農福連携による参加支援の必要性に関する議論を行うなど、農林水産分野の関係者や支援機関との協働が求められる場合には、民生部局から農林水産分野へ当該会議への参画を依頼し、両部局が積極的に協力すること。

（3）地域づくり事業における農村RMOとの連携

要綱別添3の地域づくり事業実施要領のとおり、地域づくり事業は、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、個別の活動や人のコーディネート、多分野がつながるプラットフォームの展開等を通じて多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うものであるが、農村RMOが形成されている地域においては、地域課題の解決に向け、農用地保全や農業を核とした地域資源の活用と併せて生活支援等の取組を協議し、活動が展開されることから、地域づくり事業と農村RMOとの積極的な情報共有や企画調整に努めること。

2 重層的支援体制整備事業の実施における自治体内部局間の相互理解の促進について

重層的支援体制整備事業については、市町村の民生部局単独ではなく、農林

水産部局を含めた全ての部局が連携して対応することが重要である。

このため、民生部局は、本事業の実施に当たって事前に農林水産部局との相互理解を深めるため、日常的な連携(双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等)を確保するよう努めることが望ましい。

また、都道府県については、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、農林水産分野との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたいこと。

厚生労働省において、各種研修や全都道府県での説明会の実施、各地域における取組事例の発信など、重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の構築の取組に係る理解促進を進めていくこととしているため、農林水産部局に対してもこれらの積極的な周知をお願いしたい。

農林水産省においては、農村地域に寄り添って地域づくりをサポートする人材を育成するため、「農村プロデューサー養成講座」を開講しており、その対象者として重層的支援体制整備事業に関わる自治体職員も想定していることから、積極的に活用されたい。

また、農村RMOの形成に向けて、令和4年度から、都道府県・市町村の農林水産部局・民生部局等が連携した伴走支援体制の構築を支援することとしており、重層的支援体制整備事業に関わる自治体職員の参画を検討されたい。

以上

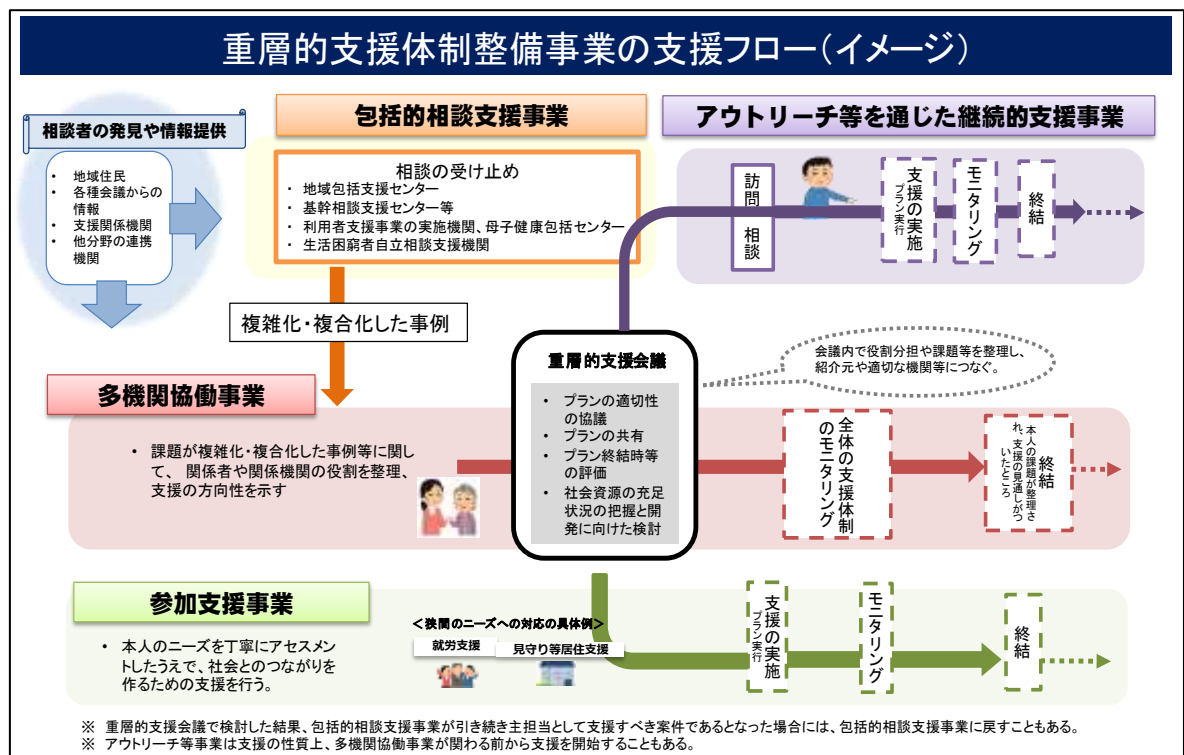
<別紙1>

1. 地域共生社会

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

2. 重層的支援体制整備事業における3つの支援

3つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなる。



3. 重層的支援体制整備事業との連携

(1) 相談支援

ア 包括的相談支援事業・多機関協働事業

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重

要となる。従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例に（※１）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※２）に本人を紹介し、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※３）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

（※１）支援に関する課題以外の他分野の課題も抱えているが、

- ・どの支援関係機関に情報提供すべきか適切に判断できない場合
- ・課題が複雑化しており、支援関係機関間の役割分担が必要な場合などが想定される。

（※２）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 5 号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※３）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 1 号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- ・地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業）
- ・障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業）
- ・利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業）
- ・自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる事業）

イ 重層的支援会議・支援会議

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、支援関係機関が連携して支援を行うため、多機関協働事業者の呼びかけにより重層的支援会議（※）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、支援関係機関間で情報共有等の連携を図るため、法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第 3 項及び第 4 項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第 5 項において構成員等に

対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議及び支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関と調整の上決定していくこととなる。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、市町村において、既存の会議体と組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分ける等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

また、市町村においては、重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「計画」）の策定に当たって、地域が抱えている課題等について、関係部局や支援関係機関、地域住民等広く地域の関係者間での共有や分析を行うとともに、重層的支援体制整備事業の実施の理念や目指すべき方向性について共通認識の醸成を図ることが重要である。

（※）重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議。複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うほか、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行う。

ウ アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

（2）参加支援事業

ア 参加支援の考え方

「1. 地域共生社会」の理念にもあるとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既

存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた方のうち、社会参加を進めるに当たって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、参加支援の機能で地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

ウ 社会資源の共有

既存の福祉サービスを実施する事業所の中で受け入れを行う際の考え方については、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」（令和3年3月31日付け子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を参照されたい。

（3）地域づくり事業

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業（※）の取組を活かしつつ、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこととしている。

具体的な事業内容として、多様な場や居場所の整備については、既存の地域づくりに関する事業を実施する拠点に関し、各制度の現行の基準等を引き続き満たした上で、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、各制度では直接対象としていない者も含む全ての住民を対象とした地域における交流の場や居場所として積極的に活用するとともに、新たな場の確保として、例えば、多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない交流の場や居場所を地域において創出することも可能である。これらの活動の推進に当たっては、地方創生事業等の他制度や民間企業の取組と連携する

など、創意工夫により地域の特性を活かしたものとすることが重要である。

また、活動や人のコーディネートについては、地域住民の創意や主体性を支えつつ、人と人、人と社会資源をつなぎ、顔の見える関係性や気かけ合う関係性を地域で創出することが重要であり、そのためには、地域の中で人や社会資源、情報をつなぎ、地域活動を支援するコーディネート機能の存在が重要である。各分野が連携し、市町村全体としての体制を整備するためには、既存のコーディネート人材の連携の強化も重要であり、介護保険制度に基づく生活支援コーディネーターについても、業務負担を勘案しつつ、地域づくり事業の趣旨を踏まえた活動を展開していただきたい。

(※) それぞれ以下の事業が対象となっている。

- ・地域介護予防活動支援事業（介護保険法第115条の45第1項第2号のうち厚生労働大臣が定めるもの）
- ・生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）
- ・地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）
- ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）
- ・生活困窮者の共助の基盤づくり事業

4. 情報共有等に当たっての留意事項

本人を他の支援関係機関に紹介する場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合など、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たっては、本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていない場合など、本人同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

＜別紙２＞

１．ユニバーサル農園導入の趣旨

ユニバーサル農園とは、障害者、生活困窮者、ひきこもり及び触法者並びに子供及び高齢者などの多世代・多属性の者（以下、「支援対象者等」という。）の交流・参画する場を市民農園における農業体験活動によって生み出すとともに、支援対象者等に対して、疾病の予防・リハビリ効果、精神・肉体的な癒しを提供する効果及び社会参画を促す効果等を発揮することで、高齢者や障害者の健康増進や生きがいづくり、精神的な不調を抱える若年層等の精神的健康の確保、生きづらさを抱える者の社会参画の場の提供など様々な社会的課題を解決するための農園である。

ユニバーサル農園での農業体験活動を通じ、障害者等における農業現場での雇用・就労に対する意欲の高まりや、ユニバーサル農園で生産された農産物を子供食堂やフードバンクに提供するといった食の支援が期待されるほか、多世代・多属性の者が農業の持つ様々な機能に触れることにより、その価値が広く認知されるとともに、ユニバーサル農園の導入促進による農地の利用の維持・拡大等も期待される場所である。

ユニバーサル農園は、支援対象者等の年齢や能力、状況などに関わらず利用可能な体験農園であり、支援対象者等が不安や問題なく農業体験活動を実施できるよう、支援対象者等と農園を導入する主体とのコミュニケーションはもとより、支援対象者等に配慮した農業体験活動の環境を整備することが求められる。

２．ユニバーサル農園の導入方式と各種施策の活用等について

（１）ユニバーサル農園の導入方式

ユニバーサル農園については、市民農園制度を活用し、支援対象者等の利用を促す形で導入することとなる。このため、地方公共団体（都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）の農林水産部局は、民生部局と連携しつつ、導入の推進に努めることが望ましい。

① ユニバーサル農園を導入する主体

ユニバーサル農園を導入する主体は、農業者、社会福祉法人、民間事業者、NPO法人、地方公共団体、農業協同組合等の多様な者が想定される。

地方公共団体においては、自らユニバーサル農園を導入する主体となることについて検討を進めるとともに、地方公共団体以外の者によるユニバーサル農園の導入が促進されるよう、農林水産部局及び民生部局が連携し、社会福祉法人や民間事業者などの導入希望者に対して、ユニバーサル農園の導入に当たって必要となる農作業の指導者や福祉の専門家の紹介、活用可能な支援策についての助言等を行うよう努めることが望ましい。

② ユニバーサル農園の利用者

上記のとおり、ユニバーサル農園は、市民農園制度を活用して導入するものであるが、市民農園制度においては、農園の利用者について、一定の優先条件を付すことは認められている。

このため、ユニバーサル農園の利用者の募集に当たっては、支援対象者等を優先するなどの条件を付すことにより、障害者、高齢者、生活困窮者、働きづらさ、生きづらさを抱える者（若年・現役世代）、子供等の支援対象者等の利用を推進することが望ましい。

その際、支援対象者等に対する積極的な募集がなされるよう、農林水産部局は民生部局と連携しつつ、支援対象者等を把握している多機関協働事業者や障害者福祉施設などに対し、ユニバーサル農園の導入及び利用者の募集時期等について周知することが望ましい。

③ ユニバーサル農園の導入に当たって必要となる市民農園制度上の手続

ユニバーサル農園の導入において活用する市民農園制度等には、以下の導入方式がある。

ア 農業を営む園主の指導の下で、利用者が継続的に農作業を行う、「農園利用方式」

イ 農園を導入する主体（園主）が利用者に農地を貸し付ける、「貸付方式」

農地の権利を既に保有している者が、農園利用方式で導入する場合には、市民農園制度等に基づく法令上の手続は不要であるが、貸付方式で導入する場合には、市民農園制度等に基づく法令上の手続が必要となる。

一方、農地の権利を保有していない者が、アやイの方式に関わらず新たにユニバーサル農園を導入する場合には、市民農園制度等に基づく法令上の手続が必要となる。

また、農機具庫や休憩施設等の施設整備の行う場合についても、当該手続が必要となる。

（例えば、農業者が自ら所有する農地において、新たに施設整備を行いつつユニバーサル農園を導入する場合には、市民農園整備促進法（平成27年法律第44号）等に基づく手続が必要となる。）

さらに、地方公共団体が農地の権利を取得し、施設整備を行うことなく貸付方式でユニバーサル農園を導入する場合には、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）に基づく手続が必要になる。

ユニバーサル農園の導入に当たって必要な法令上の手続が適正かつ円滑に行われるよう、農林水産部局は民生部局と連携し、「ユニバーサル農園の整備・利用の推進について（令和4年2月21日付け3農振第2444号、国

都緑環第 72 号農林水産省農村振興局長、国土交通省都市局長通知)」を参照しつつ、農園を導入する主体に対し、必要な法令等に基づく手続の周知に努めることが望ましい。

(2) ユニバーサル農園の導入における施策の活用、連携等について

ユニバーサル農園の導入及び運営に当たっては、以下の施策を活用できる場合があることから、地方公共団体は、ユニバーサル農園を導入しようとする者を把握した場合には、その事業内容について適宜助言を行うとともに、活用可能な施策を紹介することが望ましい。

また、以下の施策のほかにも、地方公共団体独自の施策など活用可能な施策があれば、以下の施策と連携して活用することにより、ユニバーサル農園の円滑な導入が推進されるように努めることが望ましい。

① 農山漁村振興交付金（農福連携対策）

農園の主な利用者が、障害者、高齢者、生活困窮者に該当する者（これらの者がひきこもりや子ども、働きづらさを抱える等に該当する場合も含む。）であり、かつ、当該利用者が将来就農を希望している場合には、本交付金を活用して、農作業の指導者の人件費への支援や休憩所などの施設整備費用への支援などを行うことが可能である。

② その他農林水産省の施策（農山漁村振興交付金）

ア 農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型）

過疎（※1）、特定農山村（※2）、振興山村（※3）、離島（※4）、半島（※5）の条件不利地域等において、地方公共団体が策定する農山漁村活性化計画に基づき、ユニバーサル農園として運営する農園の区画・園路、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティ広場等の整備を行うことが可能である。

イ 最適土地利用対策

農業振興地域（※6）の農用地区域（編入が確実と見込まれる区域を含む）（※7）内の農地等を対象に、農地等の有効活用又は省力作物や植林などによる粗放的な利用を図るため、地域ぐるみの話し合いによる地域の現状や課題の見える化及び最適な土地利用の在り方を定める最適土地利用計画等の策定と併せ、その計画に位置付けた荒廃農地やそのおそれのある農地の簡易な整備、農業用ハウスや簡易なトイレなどの農業用施設の整備を行うことが可能である。

ウ 都市農業機能発揮対策のうち都市農業共生推進等地域支援事業

都市計画区域（※８）内において都市住民と共生する農業経営の実現に向けた様々な取組への支援とあわせ、生産緑地地区内等（※９）（※１０）において農作業体験のための附帯施設等農地の利用に必要となる簡易な施設の整備を行うことが可能である。

（※１）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２条に規定する過疎地域

（※２）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第７２号）第２条に規定する特定農山村地域

（※３）山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条に規定する振興山村

（※４）離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条に規定する離島振興対策実施地域

（※５）半島振興法（昭和６０年法律第６３号）第２条に規定する半島振興対策実施地域

（※６）農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第６条に規定する農業振興地域

（※７）同法第８条に規定する農用地区域

（※８）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第５条に規定する都市計画区域

（※９）生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条第１項に規定する生産緑地地区

（※１０）都市計画法第１８条の２に規定する市町村基本方針、都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第４条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地

（３）ユニバーサル農園の具体的な導入・運営方法の例について

ユニバーサル農園の具体的な導入及び運営方法については、農園を導入する主体や活用する市民農園制度等により様々なケースが想定されるが、例えば、以下のようなケース及びその際の円滑な導入に当たっての留意事項が想定される。

- ① 社会福祉法人や民間事業者等が農地の権利を取得し、農園利用方式で導入するケース（※営利を目的とせず、教育、医療又は社会福祉事業を行う法人については、農地法により権利の取得が認められている。）

ア ユニバーサル農園の利用者として想定する支援対象者等のニーズの把握

ユニバーサル農園の健全かつ円滑な運営に当たっては、予め支援対象者等のニーズを的確に把握することが重要となる。ニーズの把握については、市町村の民生部局にヒアリングを行うなど、ユニバーサル農園を利用する見込みのある者の数について把握しておくことが望ましい。

イ ユニバーサル農園として利用する農地の把握

ユニバーサル農園の導入に当たっては、必要な農地を確保する必要があることから、地方公共団体の農林水産部局においては、農園を導入しようとする主体から相談があった場合には、農業委員会とも連携しつつ農地の情報の積極的な提供に努めることとする。

なお、農地の権利を保有していない場合や貸付方式で導入する場合には、農業委員会の許可等が必要となるため、事前に農地が所在する市町村の農業委員会に相談するよう助言を行うこと。

ウ ユニバーサル農園の導入と運営

2の(2)の①のとおり、障害者、高齢者、ひきこもり者等に対する職業訓練的な農業体験を提供する場合には、農山漁村振興交付金（農福連携対策）を活用して、多世代・他属性の者に対応した農園施設の整備に対する支援が可能である。また、農園の運営に当たっては、参加者に対して適切な指導を行う農作業の指導者等の確保等に対する支援が可能であることから、農林水産部局は、当該交付金制度の活用について助言するよう努めることが望ましい。

② 農業者が自ら所有する農地を活用し、農園利用方式で農園を導入するケース

ア ユニバーサル農園の利用者として想定する支援対象者等のニーズの把握
(3)の①のアによる。

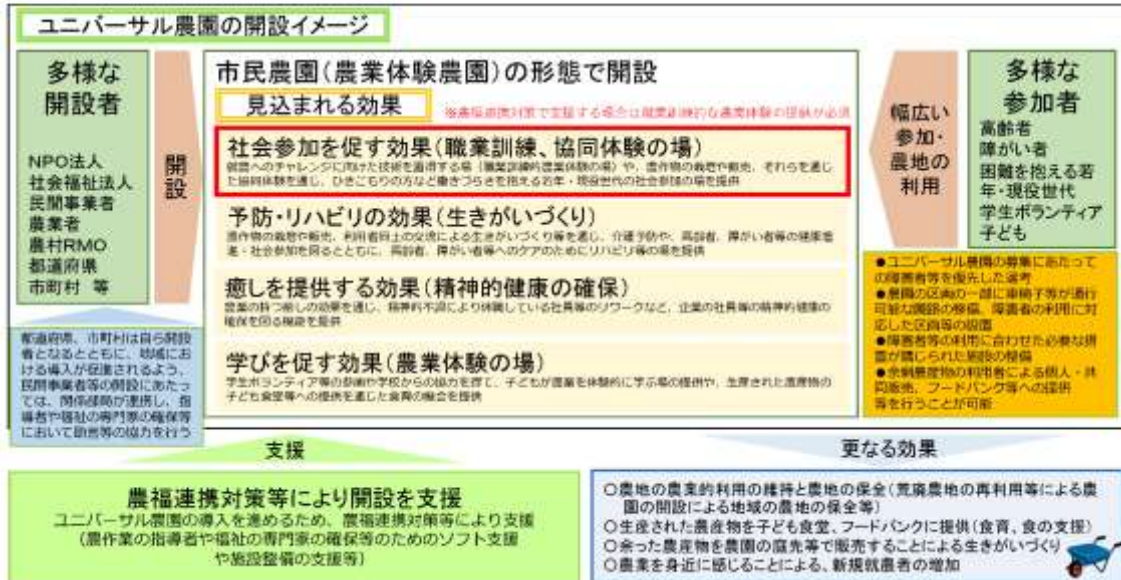
イ 農園の導入と運営
(3)の①のウによる。

<参考>ユニバーサル農園の導入イメージ

ユニバーサル農園は、NPO法人、社会福祉法人、民間事業者、農業者、都道府県、市町村等がユニバーサル農園を導入する主体となり、障害者、高齢者、生活困窮者、ひきこもりや触法者、子供等の多世代・多属性の者に対して、交流・参加する場を、農業を通して生み出すものであり、農園への参加を通じて、農業の持つ社会参加を促す効果、予防・リハビリの効果、癒しを提供する効果、学びを促す効果等を得られるものとなる。

ユニバーサル農園の開設とその支援について

- ユニバーサル農園とは、身近で農業に参画できる市民農園（農業体験農園）の活用を通じて、多世代・多属性の交流・参加の多様な場を農業を通じて生み出すとともに、生きがいづくりや精神的な健康の確保等の様々な社会的課題の解決にも資することを目的とするもの。
- ユニバーサル農園を通じて、多世代・多属性の参加者が、農業の持つ様々な機能に抱れることで、その価値が広く認知されるとともに、将来の農業現場での雇用・就労を見据えた農業体験等の提供を通じた農福連携の推進や、農園の導入促進による農地の利用拡大も期待される。



< 重層的支援体制整備事業 >

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室
03-5253-1111（内線2859）

< 農福連携・ユニバーサル農園 >

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 農福連携推進室
03-3502-0033

< 農村型地域運営組織（農村RMO） >

農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課
03-3501-8359